

判例研究

## 時効の停止に関する民法158条1項の類推適用問題

— 最高裁平成26年3月14日第二小法廷判決・民集68巻3号229頁 —

石 松 勉\*

### 一 はじめに

現行民法158条<sup>①</sup>の第1項は、時効の停止に関して「時効の期間の満了前6箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から6箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない」と規定している。ここで言う「成年被後見人」とは、「精神上の障害により事理弁識能力を欠く常況にある」（民法7条）者について、申立権者が後見開始の審判を申し立て、それに基づいて家庭裁判所が後見開始の審判をおこなった者を指すのであって、かりに精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあると認められる者であった

---

\*福岡大学法科大学院教授

<sup>①</sup> 平成16（2004）年の民法現代語化のための改正前には、民法158条は「時効ノ期間満了前六箇月内ニ於テ成年被後見人カ法定代理人ヲ有セザリシトキハ其者カ能力者ト為リ又ハ法定代理人カ就職シタル時ヨリ六箇月内ハ之ニ対シテ時効完成セス」と規定されていたが、その改正により現代語化された上、158条1項となったものである。なお、平成11（1999）年の成年後見制度の導入にともなう民法改正前には「成年被後見人」が「禁治産者」となっていたが、その改正により「成年被後見人」に変更され、これが現行の条文に引き継がれている。

としても、その者に法定代理人がないからと言って、後見開始の審判を受けていない場合にまで民法158条1項の規定が当然に適用されるわけではない。しかし、法定代理人がない上記のような者（成年後見開始の審判の実質的要件を充たしていながら後見開始の審判を受けていない者を、以下では「事実上の制限行為能力者」と称する。）について常に民法158条1項の適用あるいは類推適用がないとすると、酷であり妥当でない場合も考えられる。そこで、このような場合に民法158条の類推適用が認められる余地はないのかどうか、認められる余地があるとして、それは一体どのような要件の下においてかが問題<sup>(2)</sup>となってくる。本研究で検討する最判平成26年3月14日<sup>(3)</sup>は、まさにこの問題を扱った初めての最高裁判決である。本研究は、本問を中心に検討を試みようとするものである<sup>(4)</sup>。

ところで、法務省法制審議会民法（債権関係）部会より平成26（2014）年8月26日付けで公表された「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」、さらには、先の国会では継続審議となったが、今国会に提案された民法改正案によると、現行の時効停止規定（民法158条～161条）に関しては「時効の完成猶予」と名称を変更して規定し、協議を行う旨の合意による時効の完成猶予の規定が新設されるほかは、大幅な変更はないようである<sup>(5)</sup>。本研究の対象である民法158条も条文の文言上は全く変更・修正はないことから、近い将来の改正民法下においても同様の議論が妥当することになる。

それではさっそく事実関係から見ていくことにしよう。

---

<sup>(2)</sup> 本研究では、この問題を、特に断りのない限り、「本問」と称して論述を進めていく。

<sup>(3)</sup> 本研究で検討するこの最高裁判決は、民集のほか、判例時報2224号44頁、判例タイムズ1402号57頁、金融法務事情2007号65頁、金融・商事判例1447号22頁、裁判所時報1599号1頁にも掲載されている。

<sup>(4)</sup> 第一審・第二審では、そのほかに、Yによる遺留分減殺請求権の消滅時効の援用が権利の濫用に当たるかどうかも問題となっていた。

<sup>(5)</sup> 天災等による時効の停止を規定する民法161条が若干修正されている程度である。

## 二 事実の概要

本件は、亡Aの妻であるXが、Aがその遺産のすべてを長男であるYに相続させる旨の遺言をしたことにより遺留分が侵害されたと主張して、Yに対し、遺留分減殺を原因としてA所有の不動産の所有権および共有持分の各一部移転登記手続等を求めた事案であるが、これに対して、YがXの遺留分減殺請求権はすでに時効によって消滅しているとして争ったものである。

事実関係の概要は、以下のとおりである。

- 1 Aは、平成19年1月1日、自筆証書遺言によって、その遺産のすべてをYに相続させる旨の遺言（以下、「本件遺言」という。）をした。
- 2 Aは、平成20年10月22日に死亡したが、その間、AおよびXは、長男であるY、その妻Cおよび孫D（AはXの連れ子であるCのほか、この孫Dとも養子縁組をしている。）とともに同居して生活していたが、Xは、その同居建物の建替えにあたって施設に入居したこともあった。
- 3 Aの法定相続人は、Xのほか、養子2人を含む5人の子である。
- 4 Xは、Aの死亡時において、Aの相続が開始したことおよび本件遺言の内容が減殺することのできるものであることを知っていたと認定されている。
- 5 Xは、P弁護士との間で任意後見契約を締結していたところ（なお、Aもほぼ同じ時期にP弁護士と任意後見契約を結んでいた。）、P弁護士は、平成21年6月30日、静岡家庭裁判所沼津支部に対し、Xが認知症であり、自己の財産を管理、処分することができないとして、Xについて任意後見監督人の選任の申立てをした。しかし、Xが同年7月24日に公証人の認証を受けた書面によって上記任意後見契約を解除したため、その後、上記申立ては取り下げられた。
- 6 Xの次男であるBは、Xの前夫との間の子であってAの養子であるCとともに、平成21年8月5日、静岡家庭裁判所沼津支部に対し、Xについて後見開始の審判の申立てをした。この申立てはAの相続開始時から1年が経過

する前になされたものである。

7 平成22年4月24日、Xについて後見を開始し、成年後見人としてQ弁護士を選任する旨の審判が確定した。この後見開始の審判は、Aの相続開始時から1年が経過した後になされたものである。

8 Xは、後見開始の後も、Yと同居し、Yが身上監護をおこなうとともに、Xの生活費の負担等もすべてYにおいておこなっていた。

9 Q弁護士は、平成22年4月29日、Yに対し、Xの成年後見人として、Xの遺留分について遺留分減殺請求権を行使する旨の意思表示をおこなった。

### 三 第一審判決（静岡地裁沼津支部平成24（2012）年10月2日判決<sup>6)</sup>）

第一審判決は、以上の事実関係の下において、民法158条1項の類推適用の可否につき、次のように判示した。すなわち、

「X代理人らは、民法158条1項の類推適用により、時効の停止が認められるべきであると主張するが、同条項は、『時効の期間の満了前6か月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないとき』と定めており、成年後見開始の要件を備えていても、成年後見開始の審判がなされていない者には適用がなく、このような者について当然に類推適用が認められるということはできない。

Xが引用する判決（最高裁判決平成10年6月12日民集52巻4号1087頁、大阪高裁判決平成6年3月16日判例タイムズ862号206頁）は、予防接種禍集団訴訟において、不法行為を原因として心神喪失の常況にある被害者の損害賠償請求権と民法724条後段の除斥期間に関するものであり、本件にあてはめるのは適切ではない。また、青森地裁判決昭和45年3月31日は、法定代理人を欠いていた10歳の未成年者について、減殺すべき贈与を知っていたと認め

---

<sup>6)</sup> 民集68巻3号242頁以下、金融・商事判例1447号29頁以下。

られないと判断したものであり、やはり、本件とは事案を異にするというべきである」(下線筆者)と判示し、民法158条1項の類推適用を否定してXの請求を棄却。

#### 四 第二審判決（東京高裁平成25（2013）年3月19日判決<sup>(7)</sup>）

一方、第二審判決は、次のように判示して、民法158条1項の類推適用を否定した。

「ア Xは、A死亡時である平成20年10月22日の段階でXは認知症に罹患しており、その程度に照らし、Aの死亡やAの平成19年1月1日付け遺言書の存在及びその内容を認識できなかったと主張する。

Xは、平成21年6月27日付け小澤病院医師神坂作成の診断書において、MMS検査結果（12/30）に照らし、高度の認知症がありと診断され、同年12月18日、西島病院において測定された長谷川式簡易知能評価スケールの得点が6点、VSRAD解析による海馬傍回の萎縮の程度が7.81とされ、平成22年4月、後見開始審判を受けた。

MMS検査は、精神疾患患者の認知機能を簡便に評価するため作成されたものであり、最高得点は30点で、痴呆と非痴呆の区分は23/24点とするのが最も妥当とされる。長谷川式簡易知能評価スケールは、質問式の認知障害機能検査であり、最高得点は30点で、20点以下を痴呆、21点以上を非痴呆とした場合、最も高い分別性が得られ、 $10.7 \pm 5.4$ はやや高度の痴呆、 $4.4 \pm 2.6$ は非常に高度の痴呆とされる。VSRADは、MRI画像を利用して、海馬傍回の体積の萎縮度を正常脳と比較して数値で評価するものであり、2.0を超えると9割以上の確率で早期アルツハイマー型認知症の疑いがあることがわかるとされている。

---

<sup>(7)</sup> 民集68巻3号270頁以下、金融・商事判例1447号26頁以下。

イ ところで、前記認定のとおり、X（筆者訂正 [民集にYとあるのはXの誤りか?]）は、平成21年7月24日、静岡地方法務局所属公証人小黒和明の面前で、任意後見契約の解除通知書に署名押印し、同公証人の認証を受けている。確かに、Yが指摘するとおり、認証に当たった公証人が、アルツハイマー型痴呆症の有無を判断するための医学的訓練を受けていたとは考えがたいといえようが、任意後見契約に関する法律9条1項は、任意後見監督人選任前に任意後見契約を解除するに当たっては、公証人の認証を受けた書面によることを求めており、その趣旨に照らすと、前記公証人は、解除通知を認証するに当たり、Xの意思を確認し、同人が相当の考慮をしたかどうか又はその法律行為をする能力があるかどうかについて不明な点があれば、一緒に訪れたY（筆者訂正 [民集にXとあるのはYの誤りか?]）の妻C等に問いただし、必要な説明をさせるなどして認証したものと推定される。

また、Xは、A死亡後、Yと一緒に法華宗大本山光長寺南之坊の先代住職を訪れてAの葬儀を依頼し、同葬儀では喪主を務めた。Xは、この時、先代住職に対し、Aの思い出話や、最後の様子を説明し、Yに井原家の財産を譲り、井原家を守ってもらう旨話をしていることが認められる。

これらの事実に照らすと、認知症のため、Xが、前記公証人と面談した時、任意後見契約の解除の意味を理解できない状態にあったこと、Aの死亡時に、Aの死亡や井原家の財産の承継等について認識する能力がなかったとは認めがたいというべきである。

ウ Xは、Aが平成16年1月1日付けの遺言書作成時に同席したが、平成16年5月から平成19年1月まで施設に入所していたため、Aが平成19年1月1日に遺言書を作成したときに同席していなかった。しかし、平成19年1月1日付け遺言書の遺言内容は、平成16年1月1日付け遺言書と同一であるところ、Xは、施設退所後、Y方に戻ってAと同居しており、前記のとおり、Aの葬儀の際には、Xが、先代住職に対し、Yに井原家の財産を譲り、井原家

を守ってもらう旨の前記遺言書の趣旨に沿う話をしている。

エ これらを総合すると、Xは、認知症の影響を受けていたものの、A死亡時に、同人死亡の事実やYが井原家の財産を承継し、井原家を守っていくようにするというAの遺志の存在、すなわち、Xの遺留分を侵害するおそれのあるXの遺言書の存在を理解する能力を失っていたとはいえこれを認識していたものと認められるから、相続開始時にこれら事実を知ったものということができる。

オ Xは、時効期間の満了前6か月以内の間に、成年後見開始の要件が備わっていたとして、民法158条により、時効の停止が認められるべきであると主張する。しかし、民法158条は、成年被後見人に法定代理人がないときの定めであり、時効完成前に成年後見開始の審判を受けていない者は、同条にいう成年被後見人に当たらないから、同条の適用はない。

また、Xは、不適用の結論が成年被後見人の保護に欠けるものであるとして、同条の類推適用を主張する。しかし、Xは、A死亡以前から現在に至るまで、Yと同居して、Y及び同居家族から身上監護を受けており、Xが適切な身上監護を受けていないことをうかがうに足りる証拠はない。Xは、A死亡後、Y方に身を置く中、Yの監護に不満を訴えて同方を去ることなく、遺留分減殺請求権を行使したいとの意向を自ら周囲に伝えることもなかった。

以上からすると、本件において、民法158条の類推適用を認めないことが、Xの保護に欠けるということとはできない」（下線筆者）と。

この原審判決においても、民法158条1項の類推適用は否定されているが、その理由は、第一審判決とは大きく異なる。ここでは、本人の意思や監護状況等、紛争の背景も視野に入れて、結果的に時効の停止を認めることによる本人保護の必要性は高くないと判断して、その類推適用を否定したものと推察できるからである<sup>(8)</sup>。

## 五 最高裁平成26（2014）年3月14日第二小法廷判決<sup>⑧</sup>

ところが、最高裁は、以下のように、第一審・第二審判決とは異なる判断を下したのである。すなわち、

「（1）民法158条1項は、時効の期間の満了前6箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人（以下「成年被後見人等」という。）に法定代理人がないときは、その成年被後見人等が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から6箇月を経過するまでの間は時効は完成しない旨を規定しているところ、その趣旨は、成年被後見人等は法定代理人を有しない場合には時効中断の措置を執ることができないのであるから、法定代理人を有しないにもかかわらず時効の完成を認めるのは成年被後見人等に酷であるとして、これを保護するところにあると解される。また、上記規定において時効の停止が認められる者として成年被後見人等のみが掲げられているところ、成年被後見人等については、その該当性並びに法定代理人の選任の有無及び時期が形式的、画一的に確定し得る事実であることから、これに時効の期間の満了前6

---

<sup>⑧</sup> 関口剛弘「後掲判例研究」62頁を参照。

<sup>⑨</sup> 本判決については、浅井弘章「判例解説」銀行法務21・784号（2015年）118頁、安達敏男＝吉川樹士「判例解説（身近な家族法知識）」戸籍時報716号（2014年）48頁、今枝文宜「金融判例に学ぶ営業店OJT」金融法務事情2010号（2015年）64～65頁、大久保邦彦「判例解説」法学教室413号別冊付録『判例セレクト2014 [I]』（2015年）17頁、香川崇「判例研究」法律時報88巻1号（2016年）115頁以下、河上正二「判例解説」ジュリスト臨時増刊1479号『平成26年度重要判例解説』（有斐閣、2015年）69～70頁、草野元己「判例評釈」判例評論675号（2015年）8頁以下〔判例時報2250号〕、久保野恵美子「判例研究」金融法務事情2025号『金融判例研究第25号』（2015年）63頁以下、冷水登紀代「判例批評」民商法雑誌150巻2号（2014年）323頁以下、樺村寛道「判例紹介」NBL1036号（2014年）78～79頁、関口剛弘「判例研究」法律のひろば68巻3号（2015年）58頁以下、中川敏宏「判例解説」法学セミナー719号（2014年）108頁、中舎寛樹「判例評論」法律時報別冊『私法判例リマークス51号<2015 [下] 平成26年度判例評論>』（2015年）10頁以下などがある。

そのうち、草野「前掲判例評釈」、冷水「前掲判例批評」では、さらに遺留分減殺請求権の特質から本判決の詳細な検討がなされている。しかし本研究は、時効の停止に関する民法158条1項の類推適用の問題に絞って検討するものにすぎない。



箇月以内の間に法定代理人がないときという限度で時効の停止を認めても、必ずしも時効を援用しようとする者の予見可能性を不当に奪うものとはいえないとして、上記成年被後見人等の保護を図っているものといえる。

ところで、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるもの、まだ後見開始の審判を受けていない者については、既にその申立てがされていたとしても、もとより民法158条1項にいう成年被後見人に該当するものではない。しかし、上記の者についても、法定代理人を有しない場合には時効中断の措置を執ることができないのであるから、成年被後見人と同様に保護する必要があるといえる。また、上記の者についてその後に後見開始の審判がされた場合において、民法158条1項の類推適用を認めたとしても、時効を援用しようとする者の予見可能性を不当に奪うものとはいえないときもあり得るところであり、申立てがされた時期、状況等によっては、同項の類推適用を認める余地があるというべきである。

そうすると、時効の期間の満了前6箇月以内の間に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に法定代理人がない場合において、少なくとも、時効の期間の満了前の申立てに基づき後見開始の審判がされたときは、民法158条1項の類推適用により、法定代理人が就職した時から6箇月を経過するまでの間は、その者に対して、時効は、完成しないと解するのが相当である。

(2) これを本件についてみると、Xについての後見開始の審判の申立ては、1年の遺留分減殺請求権の時効の期間の満了前にされているのであるから、Xが上記時効の期間の満了前6箇月以内の間に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあったことが認められるのであれば、民法158条1項を類推適用して、Q弁護士が成年被後見人に就職した平成22年4月24日から6箇月を経過するまでの間は、Xに対して、遺留分減殺請求権の消滅時効は、完成しないことになる」(下線筆者)と判示し、上記(2)の点を審理判断

することなく、Xの遺留分減殺請求権の時効消滅を認めた原審の判断には明らかな法令違反があるとして、原判決を破棄し、本件事案を原審に差し戻したのである。

## 六 研究

本判決で問題となっているのは、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるものの、まだ後見開始の審判を受けていない者に対して民法158条1項の類推適用が認められるか、という点であったが、民法158条1項は、時効の期間の満了前6ヶ月以内の間、未成年者または成年被後見人に法定代理人がない場合に、一定の事由により時効の停止を認めることを定めた規定である。そしてその趣旨は、時効中断措置を執ることが不可能あるいは極めて困難な制限行為能力者に、その障害事由が消滅した後一定の期間が経過するまでは時効の完成を猶予してその保護を図ろうとするところにある、と一般に解されてきた<sup>(10)</sup>。

ところが、本判決は、民法158条1項の適用に関していわば機械的、形式的な判断を下した第一審・第二審判決とは対照的に、これまでほとんど議論されたことのなかった制度趣旨にも言及することによって、民法158条1項

---

<sup>(10)</sup> 幾代通『民法総則〔第2版〕(現代法律学全集5)』(青林書院、1984年)596～597頁、石田穰『民法総則』(悠々社、1992年)591～592頁、同『民法総則 民法大系(1)』(信山社、2014年)1098～1099頁、近江幸治『民法総則I〔第6版補訂〕』(成文堂、2012年)370頁、加藤雅信『新民法体系I 民法総則〔第2版〕』(有斐閣、2005年)399頁、河上正二『民法総則講義』(日本評論社、2007年)547～548頁、川島武宜『民法総則(法律学全集17)』(有斐閣、1965年)506～507頁、佐久間毅『民法の基礎1 総則〔第3版〕』(有斐閣、2008年)418頁、潮見佳男『民法総則講義』(有斐閣、2005年)328～329頁、四宮和夫＝能見善久『民法総則〔第8版〕』(弘文堂、2010年)399頁、中舎寛樹『民法総則』(日本評論社、2010年)377～378頁、平野裕之『民法総則〔第3版〕』(日本評論社、2011年)537～538頁、星野英一『民法概論I(序論・総則)』(良書普及会、1971年)281～282頁、山本敬三『民法講義I 総則〔第3版〕』(有斐閣、2011年)590頁、我妻榮『新訂民法総則(民法講義I)』(岩波書店、1965年)474～475頁など。

このような権利者の権利行使に対する合理的期待可能性の存在を前提に時効の停止規定を説

の類推適用の可能性を認めた。その意味において本判決は注目すべき最高裁判決とすることができる。確かに、精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるが、まだ後見開始の審判を受けていない者は、権利行使をするなどして時効中断措置を執ることは事実上不可能なわけであるから、法定代理人を欠く成年被後見人と同列に扱ってもさほど問題はないようにも見える。しかし、問題はそう単純ではなさそうである。

そこで、以下では、本問の当否を含めた検討を試みるわけであるが、その前に本問に関連する判例・学説の理論状況を簡単に眺めておくことにしよう。

## 1 判例の状況

民法158条1項の類推適用が認められるかどうかの問題を直接扱った裁判例は、本判決の第一審および第二審判決以外には、あまり見当たらないようである。しかしその一方で、期間経過の延長（猶予）あるいは効果制限が認められるべきかどうかという類似の問題を扱った裁判例が散見されるので、それらも含めて眺めていくことにしたい<sup>(11)</sup>。

ところで、そこでの期間経過の延長（猶予）あるいは効果制限のための法的手法として活用されているのは、以下のとおり、主として民法158条、160

---

明する見解は、立法当初からあったが、本判決が民法158条1項の趣旨として言及した、時効援用権者の予見可能性という視点は、後述する否定説を除けば本判決が初めてであろう。梅謙次郎『初版 民法要義 卷之一 総則篇（明治29年版復刻）』（信山社、1992年）334頁以下参照。さらに、廣中俊雄編著『民法修正案（前三編）の理由書』（有斐閣、1987年）201頁以下、『（未定稿本）民法修正理由書 附質疑要録』の159条の箇所、法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会民法議事速記録一（日本近代立法資料叢書1）』（商事法務研究会、1983年）473頁以下も参照。なお、民法158条の起草過程については、香川「前掲判例研究」116頁参照。

<sup>(11)</sup> なお、本件の第一審判決においても、事案を異にするとして正当に否定されているが、未成年者である遺留分権利者に法定代理人が存在しないケースに関する裁判例（青森地判昭和45年3月31日下民集21巻3＝4号545頁）も、時効の停止に関するものではなく、民法1024条の遺留分減殺請求権の消滅時効の起算点に関するものであることから、当然に除外した。

条などの時効停止規定の類推適用ないし法意適用であった。信義則や正義・公平の理念、条理といった一般条項をも引き合いに出して根拠づけているものもあるが、これをストレートに持ち出して問題を処理しているものは全く見られなかった。このことが一体何を意味しているのかを、ここでは問題提起として指摘しておきたい。

**【1】大阪高判平成6年3月16日<sup>(12)</sup>（判例時報1500号15頁、判例タイムズ862号206頁、訟務月報42巻3号457頁）〔予防接種ワクチン禍大阪訴訟控訴審判決〕 <肯定>**

〔事実の概要〕本件では、不法行為に基づく損害賠償請求権について民法724条後段が適用される場合に、民法158条（現行158条1項のこと。以下同じ）の類推適用が認められるかどうかの問題となった。

〔判旨〕本判決は、この点について次のように判示している。すなわち、「民法158条は、『時効ノ期間満了前6ヶ月内ニ於テ未成年者又ハ禁治産者カ法定代理人ヲ有セザリシトキハ其者カ能力者ト为リ又ハ法定代理人カ就職シタル時ヨリ6ヶ月内ハ之ニ対シテ時効完成セス』と規定し、未成年者あるいは禁治産者が法定代理人が欠けた状態にある場合には、その状態が解消するまでの間及びその状態が解消してから6か月の間は消滅時効が停止することを認めているが、その趣旨は、これらの者は行為能力（あるいは意思能力）が十分でなく、権利を有している場合であっても、法定代理人なしにはその権利を保全することが全く期待できないにもかかわらず、行為能力が欠如した状態のまま消滅時効を完成させることは、その結果が余りにも不当であって著しく正義に反することになるため、時効制度を認める一方で、例外的に、これらの者の権利の保護を優先しようとした点にあるものと解される。」「そうだとすると、その制度趣旨は、禁治産宣告を受けていな

<sup>(12)</sup> これについては、幾つかの判例解説が存在するが、本件に関連する叙述は見られなかった。なお、その第一審判決である大阪地判昭和62年9月30日（判例時報1255号45頁、判例タイムズ649号147頁、訟務月報34巻9号1767頁）は、損失補償請求権の消滅時効にも民法724条後段の類推適用が認められるとした上で、この20年を除斥期間ではなく消滅時効期間と解し、その濫用が権利の濫用として許されないと判断していた。

い場合であっても、その者が禁治産者と同様の状態にあって実質上行為能力が著しく欠如した状態にある者についても及ぼされるべきであり、また、それを消滅時効の場合に特に限定すべき合理的な理由もないから、除斥期間の満了が問題とされる場面においても類推適用されるものと解するのが相当である」（下線筆者）と判示した上で、3名の被害児について20年の除斥期間の効果制限を認めた。

〔若干のコメント〕本判決は、民法158条の趣旨のうち権利者の権利の保全が期待できないまま時効の完成が認められることの不当性を特に重視して、民法724条後段に対する民法158条の類推適用を認めたものである。しかし、民法724条後段の20年の除斥期間に関して時効の停止規定である民法158条1項の類推適用を容易に認めることには問題があらう。

**【2】最判平成10年6月12日<sup>(13)</sup>（民集52巻4号1087頁、判例時報1644号42頁、判例タイムズ980号85頁、金融法務事情1550号31頁、金融・商事判例1052号15頁、訟務月報45巻5号954頁、裁判所時報1221号4頁、裁判集民事188号565頁、民事法情報143号18頁）**〔予防接種ワクチン禍東京訴訟上告審判決〕＜肯定＞

<sup>(13)</sup> これについては、石松勉「判例研究」岡山商大論叢35巻1号（1999年）206頁以下、内田博久「判例研究」法律のひろば52巻9号（1999年）56頁以下、大塚直「判例解説」ジュリスト臨時増刊1157号『平成10年度重要判例解説』（有斐閣、1999年）82～83頁、同「判例解説」別冊ジュリスト160号『民法判例百選Ⅱ債権〔第5版〕』（有斐閣、2001年）210～211頁、同「判例解説」別冊ジュリスト176号『民法判例百選Ⅱ債権〔第5版 新法対応補正版〕』（有斐閣、2005年）210～211頁、春日通良「判例解説」ジュリスト1142号（1998年）90～91頁（ジュリスト増刊『最高裁 時の判例2 私法編』（有斐閣、2003年）に所収）、同「判例解説」法曹時報53巻5号（2001年）258頁以下（法曹会編『最高裁判所判例解説 民事篇 平成10年度（上）』（2001年）に所収）、河本晶子「判例解説」判例タイムズ1005号『平成10年度主要民事判例解説』（判例タイムズ社、1999年）100～101頁、徳本伸一「判例解説」法学教室222号別冊付録『判例セレクト1999』（有斐閣、1999年）20頁、永谷典雄「判例解説」みんけん（民事研修）497号（1998年）50頁以下、橋本恭宏「判例研究」金融・商事判例1057号（1999年）54頁以下、半田吉信「判例評釈」判例評論481号（1999年）25頁以下〔判例時報1661号〕、前田陽一「判例研究（民法判例レビュー64）」判例タイムズ995号（1999年）59頁以下、松村弓彦「判例研究」NBL674号（1999年）69頁以下、松本克美「判例研究」法律時報70巻11号（1998年）91頁以下（同『時効と正義』

〔事実の概要〕 本件も、【1】判決と同じ予防接種ワクチン禍訴訟であり、痘そうの集団接種により心神喪失の常況にある不法行為の被害児等の損害賠償請求権について民法724条後段の20年の除斥期間が経過している場合に、民法158条の適用が認められるかどうかが問題となったケースである。

〔判旨〕 本判決も、【1】判決と同様に、次のように判示している。すなわち、「民法724条後段の規定は、不法行為による損害賠償請求権の除斥期間を定めたものであり、不法行為による損害賠償を求める訴えが除斥期間の経過後に提起された場合には、裁判所は、当事者からの主張がなくても、除斥期間の経過により右請求権が消滅したものと判断すべきであるから、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用であるという主張は、主張自体失当であると解すべきである（最高裁昭和59年（オ）第1477号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2209頁参照）。」「ところで、民法158条は、時効の期間満了前6箇月内において未成年者又は禁治産者が法定代理人を有しなかったときは、その者が能力者となり又は法定代理人が就職した時から6箇月内は時効は完成しない旨を規定しているところ、その趣旨は、無能力者は法定代理人を有しない場合には時効中断の措置を執るこ

---

（日本評論社、2002年）に所収）、矢澤久純「判例研究」法学新報（中央大学）105巻12号（1999年）285頁以下、吉村良一「判例研究（判例クロズアップ）」法学教室219号（1998年）51頁以下などのほか、井上陽「判例解説」訟務月報45巻5号955～958頁、匿名「判例紹介」法律時報70巻13号（1998年）234～235頁がある。

ところで、この控訴審判決（東京高判平成4年12月18日）は、最判平成元年12月21日民集43巻12号2209頁に沿って「民法724条後段の規定は損害賠償請求権の除斥期間を定めたものと解するのが相当であるから、当事者から本件請求権が除斥期間の経過により消滅した旨の主張がなくても、右期間の経過により本件請求権が消滅したものと当然判断すべきであり、被控訴人ら主張に係る信義則違反又は権利濫用の主張は、主張自体失当」と判示した上で、「また、被控訴人らは、民法724条後段が除斥期間を定めたものであるとしても、本件では、訴え提起が遅れたことにやむを得ない事情があって、裁判所が除斥期間の経過を認めることは、正義と公平に著しく反する結果をもたらす、法秩序に反すると主張するが、一定の時の経過によって法律関係を確定させるため、被害者側の事情等は特に顧慮することなく、請求権の存続期間を画的に定めるという除斥期間の趣旨からすると、本件で訴え提起が遅れたことにつき被害者側にやむを得ない事情があったとしても、それは何ら除斥期間の経過を認めることの妨げにならないというべきであり、その制度の趣旨からして、本件で除斥期間の経過を認定することが、正義と公平に著しく反する結果をもたらすということは到底できない」（下線筆者）とも判断していた。

とができないのであるから、無能力者が法定代理人を有しないにもかかわらず時効の完成を認めるのは無能力者に酷であるとして、これを保護するところにあると解される。」「これに対し、民法724条後段の規定の趣旨は、前記のとおりであるから、右規定を字義どおりに解すれば、不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6箇月内において心神喪失の常況にあるのに後見人を有しない場合には、右20年を経過する前に右不法行為による損害賠償請求権を行使することができないまま、右請求権が消滅することとなる。しかし、これによれば、その心神喪失の常況が当該不法行為に起因する場合であっても、被害者は、およそ権利行使が不可能であるのに、単に20年を経過したということのみをもって一切の権利行使が許されないこととなる反面、心神喪失の原因を与えた加害者は、20年の経過によって損害賠償義務を免れる結果となり、著しく正義・公平の理念に反するものといわざるを得ない。そうすると、少なくとも右のような場合にあっては、当該被害者を保護する必要があることは、前記時効の場合と同様であり、その限度で民法724条後段の効果を制限することは条理にもかなうというべきである。」「したがって、不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6箇月内において右不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合において、その後当該被害者が禁治産宣告を受け、後見人に就職した者がその時から6箇月内に右損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法158条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じないものと解するのが相当である。」（下線筆者）

〔若干のコメント〕本判決は、民法724条後段の20年の除斥期間が経過している事案において、その適用を除外し得る特段の事情があるときは、民法158条の法意に照らしその効力を生じないとしたものである。ただし、これを単純な類推適用事例と評することには問題がある。なぜなら、信義則や条理、公平の理念のほか、民法158条に仮託して効果制限をおこなっているとも解し得る余地があるからである<sup>(14)</sup>。

---

<sup>(14)</sup> その詳細は、石松「前掲判例研究」参照。

**【3】東京地判平成11年5月27日<sup>(15)</sup>（判例時報1704号102頁）〈否定（ただし、民法158条1項の類推適用の可能性自体は肯定）〉**

〔事実の概要〕本件では、被保険者が高度障害者になったときに保険金が支払われることを内容とする高度障害保険契約に基づく保険金請求権が当該契約の約款に定める3年の消滅時効により消滅しているかどうかが問題となった。

〔判旨〕本判決は、まずその起算点について、「民法166条1項にいう『権利ヲ行使スルコトヲ得ル時』とは権利の行使について法律上の障碍がなくなったとき、すなわち権利の内容、属性自体によって権利の行使を不能ならしめる事由がなくなったときをいうものであって、権利者の疾病等主観的事情によって権利を行使し得ないとしても、右は、事実上の障碍にすぎず、時効の進行を妨げる事由にはならないというべきである。民法158条は、未成年者又は禁治産者に法定代理人がない場合には、一定の条件の下で時効の完成を停止させることにしているが、このように権利者が無能力者であって法定代理人がおらず、したがって権利行使をすることができない場合であっても、我が民法は、これをもって時効期間進行の障碍とはしていないのである。したがって、原告が疾病のため意識が失われているとしても、権利を行使するについて法律上の障碍があったということはできず、本件保険金請求権の消滅時効は、原告に高度障害が発生したときに進行を開始したものというべきである」と判示。

その上で、しかし時効完成の有無については、「もっとも、右のように解すると、意識がない状態のまま3年間を経過することにより、原告は、本件保険金請求権を時効によって失ってしまうことになるが、それでよいかという問題はある。本件の高度障害保険のように、被保険者が重篤な疾患に陥ることが保険金支払事由となっているような場合に、その支払事由によって被保険者が心神喪失の常況にある者になりながら、被保険者が禁治産宣告を受けておらず、したがって、被保

---

<sup>(15)</sup> これについては、草野元己「生命保険契約における保険金請求権と消滅時効の進行—高度障害保険金請求権の時効を中心に—（上）、（下）」判例時報1985号3頁以下、同1986号3頁以下（いずれも、2008年）のほか、大工強「判例解説」判例タイムズ1065号『平成12年度主要民事判例解説』（判例タイムズ社、2001年）40～41頁、李芝妍「判例研究」ジュリスト1219号（2002年）162頁以下がある。



險者を有効に代理する者がいないまま、3年の経過によって保険金請求権を時効にかからせるというのでは、被保険者の保護に欠け、被保険者にとって酷な結果になるからである。したがって、本件のような場合は、民法158条を類推して、時効期間満了の前6か月内に事実上禁治産宣告を受けたに等しい状態にある者、すなわち心神喪失の常況にある者については、その者が禁治産宣告を受け、後見人が法定代理権を行使し得るようになったときから6か月は時効が完成しないものと解するのが相当である。このように解しても、保険会社は、家族の知らせなどによって、被保険者がどのような状態になっているのかについて知っているのが通常であろうから、保険会社にとって酷な結果になることにはならないものと思われる」（下線筆者）と判断。

〔若干のコメント〕【3】判決もまた、前述したような理由から民法158条の時効停止規定の類推適用を認めた。しかし、後見人が就職後6ヶ月以内に保険会社に対して内容証明郵便で本件保険金の支払は請求したが、さらにその後6か月以内に裁判上の請求等の時効中断措置を執ることなく、この6か月期間の経過後に本件訴訟が提起されている結果、結局、時効は中断せず本件保険金請求権の消滅時効は完成していると判断されている。

【3】判決において注目すべきは、原告について禁治産の宣告がなされ、また原告の後見人を選任する審判がいずれも消滅時効期間の経過後になされているという事情があったという点であり、もしかりに後見人就職後6か月以内に本件保険金の請求を裁判においておこなっていたとすれば、民法158条1項の類推適用の可能性があったということになる。これは検討判例と大きく異なる点であるが、しかし筆者は、民法158条1項の類推適用によって根拠づけているこの点には法的安定性の点から賛成することができない<sup>(16)</sup>。

【4】広島地判平成16年10月14日（民集61巻1号144頁、判例地方自治267号89頁）〔在ブラジル被爆者健康管理手当等請求訴訟（最判平成19年2月6日の第一審判決）〕〈否定〉

---

<sup>(16)</sup> 中舎「前掲判例評論」13頁。

〔事実の概要〕本件は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づき健康管理手当の支給認定を受けた被爆者が海外へ出国したことにともない、その支給を打ち切られたため未支給の健康管理手当の支給を求めて訴えを提起したという事案で、健康管理手当支給請求権の消滅時効が問題となったものである。

〔判旨〕本判決は、その際に問題となった本件健康管理手当支給請求権に対する民法158条の適用の有無について、「民法158条は、自ら時効中断行為をなさない無能力者を保護するため時効の完成を一時猶予するものであり、自ら時効中断措置を講じる原告らについて同条の法理を用いるべきものとはいえない」（下線筆者）と判示。

〔若干のコメント〕本判決は、時効中断措置を執り得なかった原告らの事情を個人的、主観的なものと見て、民法158条の適用場面を厳格に解し形式的、画一的に判断してその適用を否定したものである。

## 【5】東京高判平成17年4月19日（訟務月報53巻1号1頁）〔旧日本軍731部隊等損害賠償請求訴訟の控訴審判決〕 <否定>

〔事実の概要〕本件は、満州事変後に中国において旧日本軍の731部隊が細菌・化学戦研究と称しておこなった生体実験や同軍が南京占領にともなっておこなったとされる大虐殺、無差別爆撃によって被害を被ったと主張する被害者およびその遺族（Xら）が国（Y）を相手取って損害賠償の請求をおこなったケースで、民法724条後段の適用が問題となった。その際に、被害者側が【2】判決を援用して除斥期間の適用制限を主張したものである。

〔判旨〕この点について、本判決は、以下のとおり判示している。すなわち、「本件においては、極めて特殊な事情があり、Xらが権利行使をすることができなかった主要な原因がYにあるから、除斥期間の適用が制限されるべきである旨主張する。しかし、最高裁平成10年判決が、民法724条後段を適用することが著しく正義・公平の理念に反しその適用を制限することが条理にかなうとした事例を見ると、『不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6箇月内において右不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合』

という極めて限定された事実関係の下で、民法158条の規定の適用が時効の場合について可能であるのに除斥期間については不可能となることによる不均衡等をも考慮の上、文言どおりの法規の適用が法全体を支配する正義・公平の理念に著しく反するものと判断し、民法158条の定める期間の範囲内で権利行使をすることを許容したものであって、除斥期間の適用を具体的事情によって制限することを広く認めたものではない。ところが、本件においては、Xらの主張を前提とすれば、Xらは、本件加害行為に係る加害者が旧日本軍の構成員であることを、本件当時から認識し又は容易に認識し得たことが明らかであるといえるから、政治上その他の事情によって、本件におけるような権利行使が困難な事情にあったとしても、そのような事情があることをもって除斥期間の延長を容認することは、民法724条後段の法意にもとるものであって、最高裁平成10年判決の趣旨を超えるものというべきであり、そのほかXらの主張する事情をもって、民法724条後段の適用を排除すべき特段の事情とするには当たらない」（下線筆者）と。

〔若干のコメント〕本判決は、民法158条の時効停止規定に依拠して容易に除斥期間の適用制限を認めることはできないとして、民法724条後段の規定による損害賠償請求権の消滅を認めたものと言える。

**【6】東京地判平成18年6月7日<sup>(17)</sup>（判例時報1937号3頁、判例タイムズ1218号106頁、訟務月報53巻9号2469頁）〔ドミニカ移民訴訟〕〈否定〉**

〔事実の概要〕本件は、昭和31年7月から昭和34年9月にかけて国（Y）がドミニカ共和国へ移住し、その国営入植地に入植する政策を実施した際に、ドミニカへの移住に応募し入植した帰国原告および残留原告（Xら）が、募集の際に示された移住条件が実現されずに多大な経済的、精神的損害を被ったなどと主張して、Yに対して、ドミニカ共和国への移住政策に関する行政事務を統括していた外務大臣および農林大臣の職務上の法的義務違反を理由とする債務不履行または国家賠償法1条1項に基づいて損害賠償を請求したというケースである。そのなかで、XらのYに対する損害賠償請求権が国賠法4条によって適用される民法724条後段

<sup>(17)</sup>これについては、大嶺崇「判例研究」法律のひろば59巻12号（2006年）59頁以下、佐藤美由紀「判例研究」自治研究84巻7号（2008年）146頁以下がある。

の除斥期間の経過によって消滅しているかどうかが問題となったが、その際に、Xらが【2】判決による除斥期間の適用制限を主張した。

〔判旨〕本判決は、この点について以下のとおり判示している。すなわち、「平成10年判決は、平成元年判決が示した判断枠組み（民法724条後段の規定は除斥期間を定めたものであり、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用であるという主張は、主張自体失当であるというもの）を維持した上で、『不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6箇月内において右不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合において、その後当該被害者が禁治産宣告を受け、後見人に就職した者がその時から6箇月内に右損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法158条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じないものと解するのが相当である』と判示した。これは、不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6か月内において当該不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合には、除斥期間をそのまま適用すると、当該被害者がおそ権利行使が不可能であるのに、単に20年経過したということのみをもって一切の権利行使が許されないこととなる反面、心神喪失の原因を与えた加害者は、20年の経過によって損害賠償義務を免れる結果となり、著しく正義・公平の理念に反することになること、そして、民法158条は、時効の関係で、このような場合に被害者を保護するために、被害者が能力者となり又は法定代理人が就職したときから6か月内は時効は完成しない旨を規定しているが、除斥期間に関しても、当該被害者を保護する必要があることは民法158条の場合と同様であり、その限度で同法724条後段の効果制限することは条理にもかなうことを判示したものと解される。」「そうすると、平成10年判決は、上記のように極めて限定された事実関係の下で、民法158条の時効の停止規定の適用が時効の場合について可能であるのに、除斥期間については不可能となることによる不均衡等をも考慮の上、民法724条後段の適用を制限したものとすべきである。こうしたことに加え、除斥期間の制度趣旨、その性格等にかんがみると、Xらが主張するような一般的な正義、公平の理念によって除斥期間の規定の適用を制限することはできないというべきである」（下線筆者）と判示。

そして、民法724条後段の規定の適用を制限すべき事情（すなわち、時効の場合

には民法158条の時効の停止規定の適用が可能であるのに、除斥期間についてはそれが不可能となることによる不均衡等をも考慮の上、民法724条後段の規定の適用を制限した平成10年判決の事案と同視し得る特段の事情）が存在するかどうかの点については、「Xらの本件訴訟の提起に至る経緯を通観すると、…（略）…、帰国原告らは、既に昭和37年の時点で、Yの責任を追及するために、積極的に行動していた。また、残留原告らは、遅くとも昭和49年4月ころまでの間に、土地問題の解決は直接日本政府と交渉すべき課題であるとの前提に立って、その解決に向けて、様々な取り組みを開始していたのである。それにもかかわらず、Xらが本件訴訟を提起したのは、除斥期間が経過した後であり、しかも、それから更に20年余り経過した後であったが、…（略）…、以上のほか、民法158条が時効の停止事由の消滅から6か月で時効が完成する旨を規定していることなどをも考慮すると、本件全証拠によっても、民法724条後段の規定を適用することが、平成10年判決の事案と同程度に著しく正義・公平に反するものと認めることはできないといわざるを得ない」（下線筆者）と判示。

〔若干のコメント〕【6】判決も、【2】判決と同様に、民法724条後段の適用制限を認め得る特段の事情は存在しないとして、民法724条後段の適用を制限し得る場面を限定的に解し、民法158条を活用した適用制限を否定したものである。

### 【7】東京高判平成20年2月20日（判例タイムズ1301号201頁）〔外務省機密漏洩国家賠償請求訴訟〕＜否定＞

〔事実の概要〕本件は、いわゆる外務省機密漏洩事件に関し、親密となった外務審議官付の女性事務官Zに対して日米間の沖縄返還交渉に係る秘密文書の漏示をそそのかしたとしてZとともに国家公務員法違反の罪に問われ有罪判決（昭和53年の最高裁判決で確定）を受けたXが、その後約30年が経過した平成17年4月に、平成12年ないし平成14年に米国国立公文書館が秘密指定を解除した沖縄返還に関する公文書の公開等により数々の密約の存在が明らかとなり、Xを有罪とした刑事事件判決が誤判であることも明らかとなったとして、国（Y）に対し、国家賠償法に基づき、謝罪文の交付と慰謝料3000万円の支払を求めた事案である。その

なかで、民法724条後段の規定により、違法行為から20年が経過したことによって損害賠償請求権が消滅しているかどうかが問題となった際に、Xが信義則違反や権利濫用を主張してその効果制限を主張して争ったことから、本判決は、時効の停止の規定を手がかりに民法724条後段の効果の制限が可能かどうかの点について、以下のとおり判断した。

〔判旨〕「…不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6箇月内において当該不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合において、その後就職した法定代理人がその時から6箇月内に損害賠償請求権を行使したなどの特段の事情がある場合には、民法158条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じないものと解される（前記最高裁平成10年6月12日第二小法廷判決参照）。また、20年の期間満了の時にあたり『天災その他避けることのできない事象』が生じたような場合にも、同法161条を類推適用して、同法724条後段の効果を制限する余地があるというべきである。このように、民法の『時効の停止』の規定を類推適用して、同法724条後段の効果を制限する余地がないとはいえないが、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定という除斥期間を設けた法の趣旨や時効の停止についての法の定め方等に照らすと、時効の停止の規定を手がかりにして同法724条後段の効果を制限するためには、少なくとも、『心神喪失の常況』ないし『天災』の場合のように、20年の期間満了にあたり権利行使がおよそ不可能な状況にあったことを要するものと解するのが相当である（単に権利行使が困難という程度では足りない。）。また、そのような状況が解消された後速やかに権利行使をする必要もあるというべきである（民法158条、160条等は6箇月以内に、同法161条は2週間以内に権利行使をすることを求めているのである。）」（下線筆者）と判示した上で、20年の期間満了にあたりXが本件のような国家賠償請求の訴えを提起する等の権利行使がおよそ不可能な状況にあったとは認め難いから、本件では、時効の停止の規定を類推適用するなどして、民法724条後段の効果を制限する余地もないとした。

〔若干のコメント〕【7】判決は、【2】判決に依拠して、時効の停止に関する規定を手がかりに民法724条後段の20年の除斥期間の効果を制限し得る余地は否定しなかったが、本件の場合には、公文書が公開された平成12年ないし平成14年まで

損害賠償請求権について単に事実上権利行使が困難であったというにとどまり、権利行使が不可能な状況にあったとは言えないとして効果制限を認めなかった。本判決も、時効停止規定を活用した民法724条後段の除斥期間の効果制限を極めて厳格に解して判断したのと言うことができよう。

**【8】最判平成21年4月28日<sup>(18)</sup>（民集63巻4号853頁、判例時報2046号70頁、判例タイムズ1299号134頁、金融法務事情1881号42頁、裁判所時報1483号1頁、裁判集民事230号569頁）〔殺害遺体床下隠蔽事件〕〈肯定〉**

〔事実の概要〕本件は、同じ勤務先の小学校の女性教諭を殺害し、その遺体を自宅の床下に掘った穴に埋めて隠蔽したYが、その後約26年が経過した後に自宅が土地区画整理事業の施行地区に指定されたことから、当初は明渡しを拒否していたが、最終的に明渡しを余儀なくされ、警察署に自首した結果、遺体が発見されたため、被害者の相続人（Xら）が、Yに対して、不法行為に基づく損害賠償を請求したところ、民法724条後段の除斥期間の適用の可否が問題となったというケースである。

〔判旨〕「民法724条後段の規定は、不法行為による損害賠償請求権の除斥期間を

<sup>(18)</sup> これについては、飯田恭示「判例解説」別冊判例タイムズ29号『平成21年度主要民事判例解説』（判例タイムズ社、2010年）128～129頁、石綿はる美「判例評釈」法学協会雑誌127巻3号（2011年）268頁以下、大坂里恵「判例研究」法の支配157号（2010年）77頁以下、仮屋篤子「判例解説」TKC ローライブラリー『速報判例解説◇民法（財産法）No. 26』1頁以下（法学セミナー増刊『速報判例解説6号』に所収）、久須本かおり「判例評釈」愛知大学法学部法経論集183号（2009年）63頁以下、齋藤由起「判例解説」法学教室353号別冊付録『判例セレクト2009 [I]』（有斐閣、2009年）22頁、辻伸行「判例評釈」判例評論615号（2010年）29頁以下〔判例時報2069号〕、中村心「判例解説」ジュリスト1395号（2009年）157頁（ジュリスト増刊『最高裁 時の判例7 平成21年～平成23年』（有斐閣、2014年）に所収）、同「判例解説」法曹時報64巻1号（2012年）145頁以下（法曹会編『最高裁判所判例解説 民事篇 平成21年度（上）』（2012年）に所収）、中村肇「判例解説」法学セミナー656号（2009年）136頁、橋本佳幸「判例評論」別冊法律時報『私法判例リマークス41号〈2010 [上] 平成21年度判例評論』（日本評論社、2010年）66頁以下、松久三四彦「判例解説」ジュリスト臨時増刊1398号『平成21年度重要判例解説』（有斐閣、2010年）103～104頁、松本克美「判例研究」法律時報81巻13号（2009年）379頁以下、吉村良一「判例批評」民商法雑誌141巻4・5号（2010年）466頁以下などがある。

定めたものであり、不法行為による損害賠償を求める訴えが除斥期間の経過後に提起された場合には、裁判所は、当事者からの主張がなくても、除斥期間の経過により上記請求権が消滅したものと判断すべきである（最高裁昭和59年（オ）第1477号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2209頁参照。）」「ところで、民法160条は、相続財産に関しては相続人が確定した時等から6か月を経過するまでの間は時効は完成しない旨を規定しているが、その趣旨は、相続人が確定しないことにより権利者が時効中断の機会を逸し、時効完成の不利益を受けることを防ぐことにあると解され、相続人が確定する前に時効期間が経過した場合にも、相続人が確定した時から6か月を経過するまでの間は、時効は完成しない（最高裁昭和35年（オ）第348号同年9月2日第二小法廷判決・民集14巻11号2094頁参照）。そして、相続人が被相続人の死亡の事実を知らない場合は、同法915条1項所定のいわゆる熟慮期間が経過しないから、相続人は確定しない。」「これに対し、民法724条後段の規定を字義どおりに解すれば、不法行為により被害者が死亡したが、その相続人が被害者の死亡の事実を知らずに不法行為から20年が経過した場合は、相続人が不法行為に基づく損害賠償請求権を行使する機会がないまま、同請求権は除斥期間により消滅することとなる。しかしながら、被害者を殺害した加害者が、被害者の相続人において被害者の死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために相続人はその事実を知ることができず、相続人が確定しないまま除斥期間が経過した場合にも、相続人は一切の権利行使をすることが許されず、相続人が確定しないことの原因を作った加害者は損害賠償義務を免れるということは、著しく正義・公平の理念に反する。このような場合に相続人を保護する必要があることは、前記の時効の場合と同様であり、その限度で民法724条後段の効果を制限することは、条理にもかなう」といふべきである（最高裁平成5年（オ）第708号同10年6月12日第二小法廷判決・民集52巻4号1087頁参照）」と判示した上で、「そうすると、被害者を殺害した加害者が、被害者の相続人において被害者の死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために相続人はその事実を知ることができず、相続人が確定しないまま上記殺害の時から20年が経過した場合において、その後相続人が確定した時から6か月内に相続人が上記殺害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法



160条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じないものと解するのが相当である」(下線筆者)とした。

〔若干のコメント〕【8】判決は、民法160条に関しても、民法158条1項を活用して問題を処理した【2】判決とほぼ同様の考え方にに基づき、正義・公平の理念や条理のほか、民法160条の法意を援用しながら、民法724条後段の20年の除斥期間の効果制限を認めたものである。時効の停止に関する規定の一つである民法160条に関しても、民法158条1項のケースと同様の発想から効果制限を根拠づけている点については、【2】判決と同様、これをどのように捉えたらよいかの問題となろう。

### 【9】名古屋高判平成24年4月20日<sup>(19)</sup> (LEX/DB 25481213) <肯定>

〔事実の概要〕本件の事案は、Xが、社会保険庁長官に対し、平成7年4月の統合失調症の診断にともない、平成18年5月17日に障害基礎年金の裁定請求をおこない、同年7月6日付で、平成8年10月に受給権（基本権）を取得したとする裁定を受けたが、同年11月から平成13年3月までの4年5か月分の障害基礎年金については消滅時効が完成しているとして支給されなかったため、平成22年3月31日、国（Y）に対して、その不支給部分に係る障害基礎年金および遅延損害金を求めて訴えを提起したというものである。原審（名古屋地判平成23年11月24日）がXの請求を棄却したので、Xが控訴。

なお、本件には、平成20年12月24日にXを成年被後見人としXの夫Aを成年後見人とする後見開始の審判を申し立て、平成21年4月22日に審判がなされて同年5月16日に確定しているが、それから6か月以内の平成21年11月2日にAは本件不支給部分の支払の催告をし、その後6か月以内に本件訴訟を提起したという事情があった。

〔判旨〕本判決はまず、障害基礎年金たる公的年金支分権の消滅時効の起算点に関して、「国民年金法16条は、年金給付を受ける権利（基本権）について、受給権者の請求に基づき社会保険庁長官が裁定するものと規定しているところ、これは、

---

<sup>(19)</sup>これについては、嵩さやか「判例解説」ジュリスト1467号（2014年）102頁がある。

画一公平な処理により無用の紛争を防止し、給付の法的確実性を担保するため、その権利の発生要件の存否や金額等につき、公権的に確認するのが相当であるとの見地から、基本権たる受給権について、社会保険庁長官による裁定を受けて初めて年金の支給が可能となる旨を明らかにしたものであるから（最高裁平成3年（行ツ）第212号同7年11月7日第三小法廷判決・民集49巻9号2829頁参照）、社会保険庁長官による裁定がされる前は、支分権についても、現実に給付を受けることはできないことは明らかである。」「そうすると、国民年金法が、受給権の発生要件や年金給付の支給時期、金額について定めており（同法18条、30条、33条等参照）、社会保険庁長官の裁定は、上記のとおり、確認行為にすぎないことを考慮しても、受給権者は、基本権について、社会保険庁長官に対して裁定請求をし、社会保険庁長官の裁定を受けない限り、支分権を行使することができないのであって、社会保険庁長官の裁定を受けるまでは、支分権は、未だ具体化していないものというほかはない。」「したがって、社会保険庁長官の裁定を受けていないことは、支分権の消滅時効との関係で、法律上の障碍に当たり、時効の進行の妨げになるといふべきである（このように解しても、時効の中断、停止などの事情がない限り、国民年金法102条により、権利発生の日から5年が経過すれば、基本権について消滅時効が完成するのであるから、特段の問題が生じることはないものと考えられる。前記前提事実によれば、社会保険庁は、同条に基づく消滅時効が完成しているにもかかわらず、時効完成前に裁定請求を行わなかったことに宥恕すべき理由がある場合には、時効を援用しないという取扱いをしていたことが認められるが、かかる取扱いの根拠となるべき法令の規定は見当たらないから、同庁の取扱いは上記判断を覆すべき事情とは認められない。なお、国民年金法102条においては、『年金給付を受ける権利』は、5年を経過したときは時効によって消滅する旨規定されていたところ、平成19年法律第111号による改正法より、当該条項の適用を受ける権利に、年金給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含むことが規定されたが、同改正は、基本権が時効消滅すれば、これに基づく支分権もこれに伴って消滅するという当然の事理を明らかにしたにすぎないものと解される。）」と判示。

その上で、民法158条1項の類推適用に関して、「イ …、民法158条1項は、時

効期間の満了前6か月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から6か月が経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は完成しない旨規定している。この規定の趣旨は、行為無能力者が法定代理人を有しない場合には時効中断の措置を執ることができないことから、行為無能力者が法定代理人を有しないにもかかわらず時効の完成を認めることは、行為無能力者に酷であるとして、これを保護しようとするものである。」

「ウところで、……、Xにつき後見開始の審判が確定したのは平成21年5月16日であり、Yの主張するところの本件不支給部分に係る消滅時効期間の満了の時点では、Xは行為無能力者ではなかったといえるから、民法158条1項が明文上規定している要件自体は充足しない。」「しかし、……、とりわけXの統合失調症の発病及びその後の病状の経過にかんがみると、Xは、平成13年12月頃（Yの見解によれば、このころ、本件不支給部分に係る消滅時効期間の経過が最初に到来する。）には、既に、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるか、又はそれに近い状況にあったことが推認される。」「そのような常況のもとで、Xにおいて、自ら時効中断の措置を執り、あるいは、自らを成年被後見人とする後見開始の審判を申し立てることは、不可能であったといっても過言ではなく、このような事情があるにもかかわらず、時効の完成を認めることは、Xに著しく酷であることは明らかである。」「そして、民法158条1項の趣旨が前記イのとおりのものであることにかんがみれば、本件においては、同項を類推適用し、Aが成年後見人に就任した後6か月以内は本件不支給部分につき消滅時効は完成しないと解するのが相当というべきである」と判示し、「オ …、Aは、平成21年5月16日、Xの成年後見人に就任し、それから6か月以内である同年11月2日、本件不支給部分の支払の催告がされ、その後、6か月以内に本件訴えが提起されたことが認められるから、本件不支給部分につき消滅時効は完成していないものといえる」と判断したのである（以上、下線筆者）。

〔若干のコメント〕【9】判決は、前掲〔判旨〕のとおり、公的年金支分権の消滅時効の起算点について重要な判断を示しているが、さらに民法158条1項の類推適用の問題に関しても、本件不支給部分に係る消滅時効期間の経過が最初に到来す

る平成13年12月ころから5年の消滅時効期間が経過しているにもかかわらず、その後に見聞開始の審判がされ、それから6か月以内に権利行使がなされているという事情を考慮に入れて民法158条1項の類推適用を認めている点で注目される。時効期間経過後に見聞開始の審判が申し立てられ、その後その審判が下りている点は、検討判例とは異なる一方、【3】判決と共通する事情と言えるが、果たしてこの相違が民法158条の類推適用の可否に影響を与えないのかどうかという点は問題となろう。

以上のように、本問に直接かかわる裁判例は、本判決の第一審・第二審判決を除けば、【3】判決、【9】判決くらいであった。そのほかの裁判例では、経過している期間制限（除斥期間）の効果を制限する際に時効の停止に関する規定（民法158条や160条）を活用して処理することができないかどうかという視点から問題となっていた。その意味で、本判決は、民法158条1項そのものの類推適用問題を扱い、なおかつ、類推適用の認められる場面について一定の判断を示した最初の最高裁判決として重要な意義を有するものと言えよう。

以上の裁判例の概観を通して指摘できるのは、まず第一に、民法158条1項の類推適用の可能性の範囲について、消滅時効の期間経過前に禁治産宣告の申立て（後見人選任の審判の申立て）、後見開始の審判の申立てが必ずなされていることが必要なのか、それとも、その必要はなく、単に事実上の制限行為能力者が禁治産の宣告後や後見開始の審判後6か月以内に権利行使などの時効中断措置を執っていさえすれば足りるのか、という点をいかに解するかによって、その判断が異なってくるのではないかということ、そしてこれにともない、第二に、民法158条1項の類推適用と法意適用等との境界をいかに画すべきか、という問題も、あわせて生じてくるのではないかということである。

## 2 学説の状況

それでは次に、事理を弁識する能力を欠く常況にあるにもかかわらず、後見開始の審判を受けていない者（改正前の禁治産宣告を受けていない行為能力・意思能力を欠く常況にある者を含む。）について民法158条1項の類推適用が認められるかどうかに関連する学説を見ていくことにしよう。

しかし、ここに紹介する見解は、いずれも民法724条後段の20年に関連して、わけても【2】判決、【8】判決に対する判例評釈・判例批評のなかで表明されたものばかりであり、その意味においては、裁判例の状況とほぼ同様に、本問を直接意識して意見表明がされたものとは言い難い面があることを最初に指摘しておかなければならない。

### （1）肯定説

[ア] 大木説<sup>(20)</sup>

大木康教授は、未成年者・禁治産者に関する民法158条の規定を意思無能力者に対して援用することができるかという問題について、「未成年者ないし禁治産者であることは外部から客観的に明らかであり、その能力の早期の補完も法が担保しているので（民法839-842条）、かかる停止を認めても法的安定性を害することは少ない。しかし、意思無能力者については、時効のみならず、画一的な法的安定性を重視する除斥期間については同条を援用することは困難である。しかし、民事訴訟法上、請求について審判を求めるためには、訴えの提起をはじめとして、さまざまな訴訟行為を行わなければならない、訴訟行為の結果によって当事者は、重大な利益・不利益を受けるので、法は、訴訟能力を一定の者に限って認めている」ことから、「訴訟能力のない意思無能力者にも、民法158条を類推適用しても構わないと解するべきで

<sup>(20)</sup>大木康「除斥期間と時効停止規定」法律時報72巻11号（2000年）19頁以下、特に21頁（椿寿夫＝三林宏編・著『権利消滅期間の研究』（信山社、2006年）に所収）。

ある」(下線筆者)とされている。ここでは、時効完成間近な時点での意思無能力者の不都合・不利益を考慮して肯定的に解されているものと言える。

[イ] 半田説<sup>(21)</sup>

半田吉信教授も、「もともと時効停止の制度は、権利者の権利行使ないし訴提起等が不可抗力または権利者の責に帰すべからざる事由によって事実上不可能であった場合に、個別的、例外的に救済措置が講じられるものであって、権利者の権利不行使が債務者の行為に起因する場合は、確かに権利者を救済すべき要請が大きいことは否定できないが、だからといってこのような場合にだけ時効停止を認めることは、むしろ伝統的な時効停止の理解から外れるとの批判を受けることを余儀なくされよう。時効停止の一般論からは、本件のような場合(集団予防接種にともない重篤な後遺障害という損害を発生させた場合-筆者注記)だけでなく、それ以外の事由による行為能力ないし意思能力の曠欠の場合(民158条)、更には同条以外の時効停止事由にあてはまる場合も、それが不合理な結果をもたらさない限り、同様に準用が認められうると考えられる」(下線筆者)とされている。

半田教授もまた、時効停止規定の適用を認めないことにともなう意思無能力者の不都合・不利益を重視されているものと言えよう。

以上のほかにも、「成年後見開始の審判を受けていないと成年被後見人にはならないので、事理弁識能力を欠く常況にあるが成年後見開始の審判を受けず後見人がいない者については、158条は適用にならない。ただし、事実上の権利行使障害は起算点においては原則として考慮しないとしても、完成の時点では考慮するというのが完成停止の制度であり、類推適用の余地はある<sup>(22)</sup>」とか、「時効期間満了前6か月内になってはじめて法定代理人が欠け

---

<sup>(21)</sup> 半田「前掲判例評釈」特に30頁。

た場合だけでなく、それ以前から法定代理人のない状態が時効期間満了前6か月以内まで継続した場合をも含む。この条文表現では、成年後見開始の要件（§7）を具えていても、成年後見開始の審判がなされていない者には本条の適用はない。そのような者の保護のために一考を要するところである<sup>(23)</sup>」との指摘が見られ、しかも、それらの指摘もまた、民法724条後段の20年の除斥期間に関する【2】判決や【8】判決と関連づけて論じられていた<sup>(24)</sup>。

## （2）否定説

以上の肯定説に対して否定説も存在する。肯定説同様、【2】判決の紹介・検討の際に表明された見解であり、民法158条の類推適用の問題そのものを扱ったものではない。ちなみに、否定説はいずれも、法務省訟務局付検事であったお二人の実務家の見解である。

[ア] 永谷説<sup>(25)</sup>

永谷典雄氏は、「民法158条は、法文上、未成年者と禁治産者に係る時効の停止を定める。心神喪失の常況にあるが、禁治産宣告を受けていない者に対しても、同条の適用があるか問題となる。この点については、従来から目立った議論はなされていなかったようであるが、法文上、未成年者と禁治産者に

<sup>(22)</sup> 平野『前掲書』538頁の脚注636)。なお、同『コア・テキスト民法Ⅰ民法総則』（新世社、2011年）287頁の脚注363も参照。

<sup>(23)</sup> 我妻榮＝有泉亭＝清水誠＝田山輝明『我妻・有泉コンメンタール民法 総則・物権・債権 [第3版]』（日本評論社、2013年）312頁。

<sup>(24)</sup> 同旨のものとして、草野「前掲論文（下）」判例時報1986号8頁、同「前掲判例評釈」判例評論675号10頁、松本・前掲注（13）「前掲判例研究」93頁、大塚「前掲判例解説」『平成10年度重要判例解説』83頁、同「前掲判例解説」『民法判例百選Ⅱ債権 [第5版 新法対応補正版]』211頁等。なお、矢澤「前掲判例評釈」296頁も、「158条が未成年者と禁治産者のみを規定したのは、自ら時効の中断行為をなし得る準禁治産者を除外する趣旨にすぎず、意思無能力者を排除する趣旨はない」と説明されるところから、同旨か。

<sup>(25)</sup> 永谷典雄「判例紹介」みんけん（民事研修）497号（1998年）50頁以下、特に57頁。

限定されたのは、同条が適用されるか否かが相手方において容易に把握でき、同条によって法的安定性が害されることが少ないことを考慮したためとも理解できる。そうであれば、心神喪失の常況にあるが、禁治産宣告を受けていない者に対して、同条を適用することは時効の場合でも予定されていないといえるのではなからうか」(下線筆者)とされる。

[イ] 内田説<sup>(26)</sup>

内田博久氏も同様に、「民法158条の規定は未成年者及び禁治産者についての規定であるところ、これを意思無能力者に対し援用できるかという問題がある。未成年者ないし禁治産者であることは外部から客観的に明らかであり、その能力の早期の補完も法が担保している」(民法839ないし842条)、かかる停止を認めても法的安定を害することは少ない。しかし、意思無能力者についてはそうはいかないのであって、時効についてさえ、同条を援用することは元来予定されていないのではなからうか。そうだとすると、より画一的な扱いによる法的安定性が重視される除斥期間については、同条を援用することはさらに困難なはずである」(下線筆者)と解される。

以上のように、否定説は、未成年者と禁治産者(現在の成年被後見人)に対象を限定したのは、時効を援用しようとする者の法的安定性を害しないようにしようとしたためでもあり、この点も民法158条の制度趣旨に含めて解しているわけである。

### 3 若干の考察

以上のような理論状況のなかで登場した本判決に対する評価としては、その射程範囲の問題にも踏み込むなど、概ね、好意的に受け止められていると

---

<sup>(26)</sup>内田博久「判例研究」法律のひろば52巻9号(1999年)56頁以下、特に61頁。なお、内田氏は、【2】判決においては国側の訴訟代理人の一人であった方である。



言ってもよいのではなからうか<sup>(27)</sup>。そこで、以下では、その点も含めて、これまで概観した判例・学説の理論状況をも踏まえた本問の検討に入りたいと思う。

さて、そこで、本判決においてまず特徴的な点を指摘すると、民法158条1項の類推適用を認める前提として、民法158条1項の趣旨につき、「成年被後見人等は法定代理人を有しない場合には時効中断の措置を執ることができないのであるから、法定代理人を有しないにもかかわらず時効の完成を認めるのは成年被後見人等に酷であるとして、これを保護するところにある」と述べて、事実上の制限行為能力者の実質的な保護の必要性を指摘すると同時に、「成年被後見人等については、その該当性並びに法定代理人の選任の有無及び時期が形式的、画一的に確定し得る事実であることから、これに時効の期間の満了前6箇月以前の間に法定代理人がないときという限度で時効の停止を認めても、必ずしも時効を援用しようとする者の予見可能性を不当に奪うものとはいえないとして、上記成年被後見人等の保護を図っている」とも述べて、時効の援用権者の予見可能性<sup>(28)</sup>にも言及し、それら両者の調整を図っているところにその制度趣旨が求められていることである。

前者の事実上の制限行為能力者の要保護性の点については、多くの肯定説により唯一とも言うてよい論拠として指摘されてきた点であったが、後者の時効援用権者の予見可能性については、事実上の制限行為能力者にまで民法158条の類推適用を認めると法的安定性を害し妥当でないという趣旨から、特に否定説において認識されてはいたものの、肯定説においてはこの視点は

<sup>(27)</sup> 今枝「前掲金融判例に学ぶ」65頁、大久保「前掲判例解説」17頁、香川「前掲判例研究」特に117～118頁、草野「前掲判例評釈」11頁、河上「前掲判例解説」70頁、中川「前掲判例解説」108頁、中舎「前掲判例評論」13頁など。

<sup>(28)</sup> 大久保「前掲判例解説」17頁は、この点を「取引安全への顧慮」と表現されているが、同旨であろう。香川「前掲判例研究」117頁、河上「前掲判例解説」70頁、草野「前掲判例評釈」10～11頁は、これを否定説にも配慮したものと評される。

全く欠落し、言及されてこなかった点とすることができる<sup>(29)</sup>。

本判決は、このバランスを意識して、事理を弁識する能力を欠く常況にある者が既に後見開始の審判を申し立てているような場合においては、後見開始の審判が既に下されて成年被後見人となっている者に法定代理人がない場合と比較しても、その要保護性の点ではさほど変わりがなく、しかも時効期間の満了前6か月以内の間に法定代理人がないときという限度で時効の停止を認めるわけであるから、時効援用権者の予見可能性を不当に奪うものではないときに当たるとして、本件の場合を、民法158条の条文が想定している場合と極めて近似する場面、射程範囲内の場面と捉えて民法158条1項の類推適用を肯定したものと評し得よう。

しかし、事実上の制限行為能力者の要保護性と時効援用権者の予見可能性との調整を図ったものとは言っても、その判断基準はなお明確でないように思われる。もしかりに期間の経過満了前の申立てが民法158条1項の類推適用の前提であると解するときには、確かに、時効援用権者の予見可能性が不当に害されるという指摘は当たらないであろうし、その判断基準も一見明確であるように思われるが、しかしそうだとすると、それ以外の場合には民法158条1項の類推適用が一切否定され、本判決が民法158条1項のもう一つの趣旨として指摘する事実上の制限行為能力者の実質的な保護の要請に充分に応えられていないのではないかと、との指摘を受ける可能性も出てくるからである。この点をどのように解したらよいのだろうか。

この問題に関しては、本判決を紹介する判例時報誌や判例タイムズ誌などにおけるコメントのなかに、「例えば、時効を援用しようとする者が妨害したことにより後見開始の申立てが時効の期間の満了後まで遅れてしまった場

---

<sup>(29)</sup>ただし、この後者の趣旨を民法158条1項の制度趣旨に含ませることに、とりわけ遺留分減殺請求権の性質の点から疑問なしとしないとする見解もある。草野「前掲判例評釈」特に11頁以下参照。

合などが考えられるのではなからうか<sup>(30)</sup>」という指摘があり、また、中川敏宏教授は、「時効期間満了前に実質的な法定代理人が存在していたが、やむを得ない事情で後見開始の申立てはなされていなかった場合<sup>(31)</sup>」を例として挙げられる。河上正二教授はさらに、「予見可能性の点からすれば、相続争いをしている共同相続人のみならず、時効中断措置を講ずることを妨害した者、事理弁識能力の喪失を惹起した者なども含まれる可能性がある」とされた上で、「時効完成による取引の安全を凌駕する事由の存在と時効援用権者の予見可能性の有無に配慮して問題を柔軟に処理する方向を模索することが、具体的に妥当な結論を得る上で適切<sup>(32)</sup>」と指摘される。しかし、これらの指摘は、いずれも個別、具体的な事情の考慮を前提としたものであり、本判決の判示する「申立てがされた時期、状況等によっては、同項の類推適用を認める余地がある」とする部分には確かに整合している。しかしながら、時効中断措置に対する時効援用権者の妨害の態様やその程度、事理弁識能力の喪失を惹起する行為の態様、また、実質的な法定代理人の存在する場合におけるやむを得ない事情といったものの具体的な内容は、個々の事案ごとに異なってくるのが当然に予想され、そうだとすると、具体的に妥当な結論を導き出す柔軟な処理をおこなうという方向性には全く異論はないとしても、このような判断枠組みから明快に類推適用の可否の判断ができるかという、必ずしもそうはならないのではないかと、という疑問が残る。もしかりに具体的に妥当な結論を導き出す柔軟な処理が類推適用による手法では限界があるとされるような場合にも、この手法になお固執して処理しようとするならば、かえって法的に安定した解釈を阻害する危険性を孕んでいるようにも思われ

<sup>(30)</sup> 判例時報2224号46頁、判例タイムズ1402号59頁、金融法務事情2007号67頁、金融・商事判例1447号24頁におけるコメント。

<sup>(31)</sup> 中川「前掲判例解説」108頁。

<sup>(32)</sup> 河上「前掲判例解説」70頁。なお、①原因作出型、②権利行使妨害型、③異種申立型を提示される、関口「前掲判例研究」63～64頁も同旨か。

るからである<sup>(33)</sup>。

ところで、この点に関して、香川崇教授は、フランスの新時効法を参考に、時効停止に対する援用権者の予見可能性を確保する方式として、事実上の障害のうち限定的に列挙される形で援用権者の予見可能性を確保する「限定方式」と上限期間を設けてその予見可能性を確保する「上限方式」の二つがあることを指摘された上で、わが国における民法158条1項の類推適用による援用権者の予見可能性の不当な侵害の有無を、この時効停止の上限期間の存否によって判断することを提唱され、短期と長期の二種類の期間制限が定められている、いわゆる二重期間規定（本判決で問題となっている民法1042条もこの二重期間規定である。）については、長期の期間制限の方が停止期間に対する上限期間の役割を果たすことから、期間満了前の申立てがなくとも、短期の方の期間制限に対して民法158条が類推適用されることを認められる。そして、上限期間のない時効の場合には、原則に立ち返って、時効の停止に対する援用権者の予見可能性は「限定方式」によって確保されるべきであることから、民法158条1項の類推適用は否定されるが、ただし本件の場合のように、期間満了前の申立てがあるような場合に限っては、例外的に民法158条1項の類推適用を認めても時効援用権者の予見可能性は不当に害されたりはしない、とも解されている<sup>(34)</sup>。卓見であり、非常に示唆に富む指摘である。

わが国において民法が短期と長期の二重期間規定を置いている場面としては、現行民法124条〔取消権〕に短期で5年、長期で20年（民法改正案も同じ）、現行民法426条〔詐害行為取消権〕に短期で2年、長期で20年（民法改正案も同じ）、現行民法724条〔不法行為損害賠償請求権〕に短期で3年、長

<sup>(33)</sup> そのほかに、中舎「前掲判例評論」13頁以下は、後見開始の審判の申立て時期にこだわらず、「時効期間の満了前6か月以内に後見開始の審判を受けられなかったことがやむを得なかったこと」という要件を掲げられている。

<sup>(34)</sup> 香川「前掲判例研究」117～118頁。なお、この場合、民法158条1項の類推適用による短期の方の期間制限の停止期間は長期の期間制限の期間を超えてはならないとも解されている。

期で20年（民法改正案724条、724条の2では3年または5年と20年）、現行民法884条〔相続回復請求権〕に短期で5年、長期で20年（民法改正案も同じ）、現行民法1042条〔遺留分減殺請求権〕に短期で1年、長期で10年（民法改正案も同じ）がそれぞれ定められており、また、同じく改正されるであろう民法の債権一般の消滅時効規定（民法改正案166条1項）も5年と10年の短期と長期の二重期間規定となることから、これを前提として、前述の「上限方式」による民法158条1項の類推適用が認められることになる、と主張される。

上限期間のない時効の場合の処理については特に異論はない。事実上の制限行為能力者の実質的保護の要請と時効援用権者の予見可能性との調整を図るといふ民法158条1項の制度趣旨に整合していると言えるからである。しかし、長期の方の期間制限を上限期間として一律に短期の方の期間制限に対して民法158条1項の類推適用を認めるということは、後見開始の審判の申立てが短期の期間制限の期間満了前でなくとも、上限期間内の申立てであればよく、その場合でも常に民法158条1項の類推適用が認められることとなるが、このような場面で民法158条1項の本来的な趣旨としての時効援用権者の予見可能性は十分に確保されていると言えるのだろうか。すなわち、長期の期間制限の存在によりその長期の方が上限期間として機能し時効援用権者の予見可能性は一見確保されているようにも見える。しかし、事実上の制限行為能力者の実質的な保護の要請と時効援用権者の予見可能性との調整を図るといふ民法158条1項の趣旨からすると、そのような形での予見可能性の確保は果たして妥当と言えるのだろうか、ということである。前述したように、二重期間規定にも期間の組み合わせはさまざまであり、その場合でも一律に長期の方を上限期間と捉えることには若干の躊躇を感じる。そもそも、二重期間規定の長期の方は民法158条1項の類推適用が問題となる場面では、ただ単に上限期間としての機能しか果たさないということになるが、二重期

間規定ごとにそれぞれの権利の性質や規定の趣旨から、とりわけ長期の期間制限の方の制度趣旨との関連で、この点を個々に検証してみる必要はあるのではなからうか。しかし、個々の事案における個別、具体的な事情を捨象して民法158条1項の類推適用の可否を判断できるという点で、非常に優れていると評してよからう。

もっとも、筆者は、時効の停止あるいはそれに類する以上のような処理の議論に対しては、より具体的に妥当な結論を導き出す柔軟な処理をおこなう必要がある場面があるのではないかという立場から、民法158条1項の類推適用の射程範囲を超えるものとして、その法意適用や信義則、正義・公平の理念、さらには条理といった一般条項によって整序、区分されるべき場面との仕分けの議論も必要ではないか、と考えている<sup>(35)</sup>。民法158条1項の類推適用を通して、その制度趣旨に沿いその場面の具体化、明確化が図られるとすれば、特に問題がないことは言うまでもない。すなわち、事実上の制限行為能力者の実質的保護の要請と時効援用権者の予見可能性との調整を図るという民法158条1項の趣旨に適合する場面として、本判決のようなケース、時効の期間満了前に申立てがなされているような場合に民法158条1項の類推適用が認められることは極めて妥当であると言える。しかしながら、本件によって民法158条1項の類推適用の場面の具体化、明確化が今後の裁判例の登場・集積に委ねられているとしても、その判断が形式的、画一的にではなく、結局のところ、個別、具体的になされるとすると、それはそもそも個

<sup>(35)</sup> 特に関口「前掲判例研究」64～65頁を参照。なお、草野教授は、時効を援用しようとする者の妨害があったり、やむを得ない事情によって後見開始の申立てがなされなかったような場合など、特殊な事情が働いている例外的な場面で、たとえ時効期間満了前に後見開始の審判の申立てがなされていなくとも、権利行使をなしえない者から権利を奪う結果となることを理由に、民法158条1項の類推適用で処理することを認められる（草野「前掲判例研究」14頁）。私見は、民法158条1項の類推適用を否定して、権利を行使するなどして時効中断措置を執り得ない権利者にただちに時効の完成にともなう権利消滅を認めるべきと解しているわけではないことは、以下の本文に述べるとおりである。

別、具体的な対応・判断が要請されている場面の一つとして、民法158条1項の類推適用ではなく、その法意適用や信義則、正義・公平の理念、条理といった一般条項に基づいて根拠づけられ、整序されるほうが、かえって、民法158条1項の類推適用の場面そのものをより明確化することができ、これにともなって、そのほかの場合とも明確に区分することができる上に、そもそも、そのほかの場合について具体的に妥当で柔軟な解決が可能となるという意味において理論的な意義が大きいように思われるからである。

本判決は、民法158条1項の規定によって時効の停止が認められる「成年被後見人等については、その該当性並びに法定代理人の選任の有無及び時期が形式的、画一的に確定し得る事実であることから、これに時効の期間の満了前6箇月以内の間に法定代理人がないときという限度で時効の停止を認めても、時効を援用しようとする者の予見可能性を不当に奪うものとはいえない」と判示している。確かに、まだ後見開始の審判を受けていない事実上の制限行為能力者も、法定代理人を有しない以上時効中断措置を執ることができないという点で、時効の完成を認めるのは酷であり、その要保護性は法定代理人を欠く成年被後見人と同様にある、と解することができるわけである。しかし、それは「時効の期間の満了前6箇月以内の間に法定代理人がないときという限度」に限られている。そうだとすると、「申立てがされた時期、状況等によっては、同項の類推適用を認める余地がある」という本判決のこの判示部分も、このように、時効を援用しようとする者にとって形式的、画一的に予見可能性が立つような事実が存在する場合に限られるという意味に

---

<sup>(36)</sup> 同旨のものとして、大久保「前掲判例解説」17頁、中舎「前掲判例評論」13頁。また、久保野「前掲判例研究」65頁も、現行法の下ではその射程は限定的に解されるようである。なお、関口「前掲判例研究」63頁は、関係者の行為規範という見地から本判決を好意的に評価される一方で、民法158条1項の類推適用の可能性のあるそのほかの場面を具体的に指摘されつつも、本判決の示した判断枠組みとの関係で容易には肯定することができないとされて、含みを持たせている。

解すべきではなからうか<sup>(36)</sup>。そして判文上、事実上の制限行為能力者について「その後に後見開始の審判がされた場合において、民法158条1項の類推適用を認めたとしても、時効を援用しようとする者の予見可能性を不当に奪うものとはいえないときもあり得る」とする部分は、まさにこの意味を表現していると言えるように思われる。

自ら時効の中断措置を執ることができない者について時効の完成を認めるのは酷であるため、権利行使が可能となるまでは時効の完成を猶予するという価値判断の下において、類似の利益状況のなかでその価値判断を一定の場面について明文化した民法158条1項の条文に関して可能な限りその趣旨を生かす形で活用していくのか、それとも、そもそも一定の限度を超える場合にはむしろその価値判断の根底にある、法全体を支配する一般条項に依拠して解決を図っていくかという点で、時効の停止あるいはそれに類する効果を認めようとする志向・方向性自体は共通し、ただその目的達成のための法律構成に違いがあるにすぎないとも言えそうである<sup>(37)</sup>。しかし、もしかりに民法158条1項の類推適用によることなく一般条項を活用して処理するとした

---

<sup>(37)</sup> この点に関連して、道垣内弘人「いくつかの最高裁判決に見る『〇〇条の類推』と『〇〇条の法意に照らす』の区別」田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集『現代民事法の実務と理論（上巻）』（金融財政事情研究会、2013年）104頁以下参照。また、河上「前掲判例解説」70頁も参照。

なお、極力関連条文に基づいて類似の問題を処理しようとするものとして、橋本英史「生死不明であった死亡被害者の遺族による加害者に対する不法行為に基づく損害賠償請求と除斥期間の適用」判例時報1946号（2006年）3頁以下、同「民法724条後段の除斥期間の適用制限及び起算点の法解釈」判例地方自治288号（2007年）90頁以下を挙げることが許されよう。しかし、これに対しては、松本克美教授が、技巧的すぎる上、信義則違反や権利濫用の要件を類型化する手法と対比して、どれだけ明確化に違いがあるか疑問視されている（松本・前掲注（18）「前掲判例研究」383頁の脚注（16）参照）。「類推適用」か、それとも単なる「仮託」にすぎないかは、判断が難しいが、明らかな「仮託」にすぎないような場合にまで類推適用で処理することは、松本教授の指摘されるとおり、問題があるように思われる。この点からも、類似あるいは近似の事案を類推適用の方法以外のどのような法律構成によって根拠づけていくのが今後の課題となろう。



場合に、そのような場面では当然に民法158条1項の類推適用の場面と一般条項の活用場面との区分、その明確化、厳格化が図られなければ、もちろん無意味な解釈、ひいては一般条項に傾きすぎた不当な解釈（一般条項の濫用！）となりかねない。したがって、以上の点に十分に注意しながら議論を進めていく必要がある。

そこで最後に、以上のような観点から、試みに、本判決とその他の裁判例、特に【1】判決および【2】判決との関連、位置づけをおこなってみることにしたい。

本判決は、時効期間の満了前6か月以内の間に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に法定代理人がない場合において、“少なくとも”、時効の期間の満了前の申立てに基づき後見開始の審判がされたときに、民法158条1項の類推適用を認めている。前述したとおり、このような表現から、そのほかの場面でも類推適用の余地があり得ると受けとる見解もある<sup>(38)</sup>。しかしその一方で、「申立てがされた時期、状況等によっては、同項の類推適用を認める余地がある」とも判示されていることから、これは時効期間内の申立てがなされていることを指しているようにも読めた。ここから、事実上の制限行為能力者の実質的な保護の必要性と時効援用権者の予見可能性の調整を図っている民法158条の趣旨のうち、いずれに重心を置いて解釈するかによって、この問題は判断が微妙になってくるわけであるが、時効援用権者の予見可能性に比較して、現実には自ら時効の中断措置を執ることが期待できない事実上の制限行為能力者の実質的な保護の必要性のほうをより重視した問題解決を考えるとすれば、前述した見解のように、その射程を広く解していくことになるように思われる。しかし、そのように解するとき、そこでの問題は、そもそも、その射程範囲内と捉えることが本当に妥

<sup>(38)</sup> 前述の判例時報誌や判例タイムズ誌、中川教授による例示があるほか、今枝「前掲金融判例に学ぶ」65頁、河上「前掲判例解説」70頁など。

当なかどうか、もし妥当ではないとすると、その限界はいかに画するのか、その射程範囲から漏れる事案は何をもって法律構成するか、といった問題に突き当たるように思われる。権利行使期間の経過間際に自ら時効中断措置を執ることが現実には期待できないような者について、公平の理念に照らし、時効完成を猶予して救済するという結論を導き出そうとすること自体に対しては特に異論はなかろう。しかし、登場し得るさまざまな類似の事案をどのように仕分け、それをどのように説得的に根拠づけるかという点になると、困難をともなうように思われる。すなわち、民法158条1項の類推適用の場面として把握するのか、それとも、信義則や正義・公平の理念、条理といった一般条項にのみ基づいて処理するのか、はたまた、時効中断措置を自ら執ることができないにもかかわらず、時効の完成を認めるのは酷であるとの価値判断の下において、条文の根拠となり得る民法158条1項に仮託するほか、信義則、正義・公平の理念、さらには条理といった一般条項までも持ち出して理論構成するか、という根本問題がそれである。

そこで、まず【1】判決から見てみよう。【1】判決は、「禁治産宣告を受けていない場合であっても、その者が禁治産者と同様の状態にあって実質上行為能力が著しく欠如した状態にある者」について、このような事情から、民法724条後段の20年の期間制限（除斥期間）に対して民法158条1項の類推適用を認めている。本判決の判示内容に照らすと、時効援用権者の予見可能性や取引安全に対する顧慮といった視点は全く欠落したまま広く類推適用が認められているという点で、その法律構成には問題があり、再考を迫るべき余地があると言わざるを得ないであろう。しかし、公平の理念から時効の停止に類する効果を認める発想自体には異論はないのではなかろうか。そうだとすると、【1】判決は、同様の価値判断に基づいて規範化されている民法158条1項の条文を引き合いに出しつつも、信義則や正義・公平の理念、条理といった一般条項をも持ち出して根拠づけたほうが、結果的には民法158

条1項の射程範囲を厳密に画することができ、ひいては類似の事案の個別、具体的な処理にも資するものとなったのではないか、と言うことはできるかもしれない。その意味からも、私見では、【1】判決の類推適用論は妥当ではなかったと評しておきたい。

次に【2】判決について見てみよう。【2】判決では、民法158条の「法意に照らして」、結果的に期間の停止を認めた場合と同じ取扱いをした形となっている。この【2】判決においても、本判決においても、自ら権利行使や時効の中断措置などをおこなうことができない事実上の制限行為能力者についてその実質的な保護の必要性が高くこれを重視して処理しているという点で共通していると言えよう。しかし、【2】判決においては、加害者の不法行為（予防接種）によって被害者が心神喪失の常況になった点が強調されており、これは民法158条1項にはない視点である。しかも、民法724条後段の20年は消滅時効ではなく除斥期間と解されており、それにつき民法158条1項の法意適用をしたこと、なおかつ、民法158条1項にはない事実上の制限行為能力者（意思無能力者）に対して民法158条1項の法意適用をしたという点で、二重の意味での特徴があった。そうすると、その法意適用の真の趣旨・目的は、現実に自ら権利行使をすることが期待できない者に対して期間の経過にともなう権利消滅の効果を形式的、画一的に認めることは酷であり妥当でないとの価値判断があてはまる結果、その一定場面が条文として規範化された民法158条1項を引き合いに出して、その法意のほかに、その価値判断と相通じる信義則、正義・公平の理念、さらには条理といった一般条項をも引き合いに出したものと解することができよう。法的安定性の観点から、そのような処理を信義則、正義・公平の理念、さらには条理といった一般条項にのみ基づいていきなり検討、判断することは妥当でなく、それよりもむしろ、現に存在する条文を可能な限り活用していくという解釈姿勢に立ってそのような判断枠組みを提示し問題解決を図ったものと推察して構わないの

ではなからうか。

そうであるとするならば、【2】判決は、本判決と同様の価値判断の延長線上にはあるものの、民法158条1項だけでは十分に根拠づけられない考慮要因（とりわけ、義務者の関与によって発生した事由により権利者の権利行使が困難または不可能となったという事情。）が含まれていたことから、このような事情にも十分に配慮して前述のような理論構成をおこなった事案として位置づけることができるように思われる<sup>(39)</sup>。

## 七 結びにかえて

本判決の登場によって、民法158条1項の類推適用により一定の場合に事実上の制限行為能力者に対し時効完成の猶予が認められることとなった。しかし、精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者が時効期間の満了前に後見開始の審判を申し立てることが必要とされる以上、そもそも、その人物が相続開始時には事理弁識能力があったが、時効期間の満了前の時期には事理弁識能力を欠く常況にある者だったのかは、事案ごとに判断せざるを得る事柄であり、その程度や状況等もさまざまであろう。そうだとすれば、必ずしもその判断は容易ではなく、明確でないことのほうが多いように思われる<sup>(40)</sup>。このように不明確な事実に基づいて時効の完成が猶予されたり猶予されなかったりするということ自体、やはり時効援用権者の予見可能性や取引の安全に対して少なからぬ影響を及ぼすものと言えよう。民法158条1項の類推適用によって処理する場面は法的安定性の観点から限定的に解すべきではないかとするのは、このような理由に基づく。その意味において、

---

<sup>(39)</sup>このような位置づけは、問題となった時効停止の条文が民法160条であった【8】判決についても同様にあてはまるように思われる。

<sup>(40)</sup>本判決も、時効期間の満了前6箇月以内の間にXが精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあったと認められるかどうかを判断するため、本件事案を原審に差し戻している。

本判決の示した命題の持つ解釈指針としての意義については、もし広く解するとすれば、疑問なしとしない。

しかしながら、もちろん個々の事案の個別、具体的な諸事情に応じて時効の停止あるいはこれに類する処理をすべき場面を、このような場面に限定すべきという趣旨では決してない。民法158条1項の法意適用、信義則や正義・公平の理念、さらには条理といった一般条項に基づいて根拠づけ、整序することによって、それぞれの適用場面の明確化が図られるべきではないかということ、本研究では指摘したかったのである。

以上を要するに、自ら権利行使をするなどして時効中断措置を執ることが期待できない者に対して期間の経過にともなう権利消滅の効果を形式的、画一的に認めることが酷であるような場合のうち、後見開始の審判を既に受けている者はもちろんであるが、本件の場合のように、時効完成前に後見開始の審判を申し立て間もなく後見開始の審判を受ける者に関しては、その制度趣旨から民法158条1項の射程範囲であると解し、それ以外の者については個々の事案における個別、具体的な諸事情を考慮して検討、判断すべきではないかと主張したかったのである<sup>(41)</sup>。

（平成28（2016）年2月29日稿）

---

<sup>(41)</sup>このような視点からも、中川「前掲判例解説」108頁や関口「前掲判例研究」63～64頁等が指摘された例示は非常に興味深い。【2】判決や【8】判決も含めた類型化は他日に期したい。